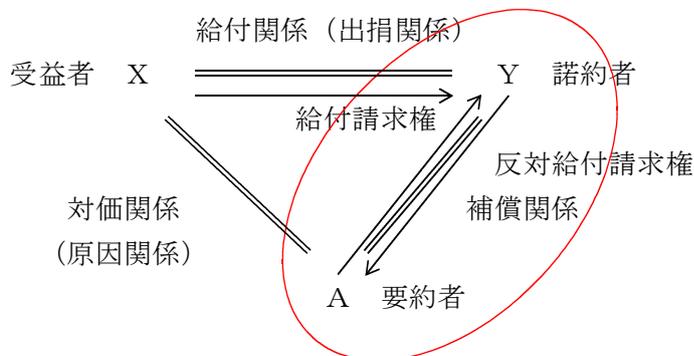


第5回講義 参考資料

第三者のためにする契約の当事者と関係



※今回は直接に参照すべき判例はありません。ただ、『判例プラクティス民法Ⅱ』の146～150事件（150～156頁）はざっとみておく価値があります。

共通到達目標モデル案（修正案）

第1節 契約総論

- ◆契約にはどのような種類のものがあるか（双務契約と片務契約、有償契約と無償契約など）の意味について、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆契約自由の原則（締結の自由、方式の自由、内容の自由、相手方選択の自由）について説明することができる。
- ◆事情変更の原則の要件及び効果について、説明することができる。
- ◆契約締結過程における当事者の義務が問題となる場面について、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆契約上の給付が不能である場合の法律関係について、不能がいつ生じたのかに留意しつつ、全体の概要を説明することができる。

第2節 契約の成立

- ◆諾成契約が原則であることとその例外（要式契約、要物契約）について、説明することができる。
- ◆契約の成立時期について、説明することができる。
- ◆約款とはどのような概念であるかを説明し、約款による契約の具体例を挙げることができる。

第3節 契約内容の規制

- ◆約款による契約における不当条項の規制に関する基本的考え方について、説明すること

ができる。

- ◆消費者契約法の定める不当条項規制の仕組みについて、条文を参照しつつ説明することができる。

第4節 同時履行の抗弁権・危険負担

- ◆双務契約において同時履行の抗弁権がどのような場合に認められるか、同時履行の抗弁権が認められたときの効果は何かについて、説明することができる。
- ◆双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合にどのような処理がされるのかについて、具体例を挙げて説明することができる。